

議案第62号

平成30年度館山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度館山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成30年12月11日提出

館 山 市 長 金 丸 謙 一

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度(見込み)の		当該年度	以降	左		財		内
		支出	の			特	の	源	源	
		期	金額	支	特	定	出	出	出	源
総合検診等通知発送業務委託料	400			平成31年度	400	国庫支出金		地方債	その他	400
納入通知書作成等委託料	900			平成31年度	900					900

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合検診等通知発送業務委託料	平成31年度	400
納入通知書作成等委託料	平成31年度	900